



議会だより

清水

せい すい

令和5年(2023) 3・6月定例議会 No.88



新装となった益城町議会議場

令和5年6月議会

補正予算・条例改正等審議等	P 2 - 7
一般質問(6名)	P 8 - 13

令和5年3月議会

令和5年度一般会計予算	P 14
一般質問(7名)	P 15 - 18

新議長・副議長等紹介 P 19

議会施設紹介 P 20

令和5年
第2回
定例議会

令和5年第2回定例議会は、6月12日から20日までの9日間で開催され、令和5年度益城町一般会計補正予算、条例関係、工事請負契約、人事案件等について慎重に審議し、全議案とも可決・同意・答申した。なお6月14日及び15日に、6名が一般質問を行った。

令和5年度一般会計補正予算(第2号)

今回の補正は、歳入歳出8億4482.2万円で、歳入は国庫支出金等で、歳出では保育所等整備交付金・産業団地特別会計繰出金等で全会一致で可決、主な質疑は以下のとおり。

■ 主な補正項目と補正額 (千円)

区分	補正項目	補正額
歳入	国庫支出金	576,159
	繰入金	196,102
	町債	32,900
	計(すべての補正を含む)	844,842
歳出	憩の家あり方に関する調査	7,188
	学校給食食材購入費補助金	18,783
	飯野町民グラウンド分筆委託	1,500
	中央小送迎用バス運行委託料	2,574
	産業団地特別会計繰出金(物件移転等補償費)	105,561
	計(すべての補正を含む)	844,842

憩の家のあり方に関する基礎調査

問 憩の家のあり方に関する基礎調査等策定業務委託料718・8万円はどのような調査をやるのか。地元は存続を希望しているが。

答 今回の調査は、憩の家あり方検討委員会の答申を受け、まず町民2千人のアンケート、町の関連計画、施設状況、土地利用分析、さらに他市町の事例を参考に基本方針を策定する。その後サウンディング(対話型市場)調査を実施して、施設を運営する場合の事業性、継続性について

学校給食食材購入費

いて民間業者からの意見や提案をもとに対話を通じて調査する。本調査は閉鎖を前提とするものではなく、町の財源・資産を有効に活用するための調査である。

学校給食食材購入費

問 学校給食食材購入費補助金1878・3万円

は物価高騰による食材購入補助だと思いが、今後の物価上昇に対しては追加があるのか。
答 令和5年度の新型コロナウイルスナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、



整備予定の飯野町民グラウンド

飯野町民グラウンド

問 飯野町民グラウンド整備関連分筆登記委託料150万円が計上されている。土地を買い上げてから随分日数が経過しているが、何の分筆か。

答 飯野グラウンドの設計に時間を要したが、今回グラウンド整備地と道路部分を確定するための分筆で、今年度中には整備を完了させる予定。

中央小送迎用バス

問 中央小送迎用バス等の運行業務委託料257・4万円は、いつまでの委託料か。

答 当初予算で計上した中央小送迎用バス借上げは5月中旬までで、その後は予備費で対応してきたが、今回、7月1日から20日までの分を計上した。
なお8月28日から中央小児童の徒歩通学を開始する予定である。

産業団地物件移転等補償費

問 産業団地特別会計補正予算中の物件移転等補償費1億556・1万円の内訳について伺う。

答 補償費は大きく5つの区分、ビニールハウス等の工作物の移転補償費約6215万円、動産の運搬補償費約239万円、立木等の補償費約527・8万円、建物物件に対する補償費約3390万円、移転雑費補償費約183・9万円、合計1億556万922円の見込みである。

条例、工事請負契約・人事案件等の審議

本会議では、補正予算関係ほか、条例関係、工事請負契約、債権の放棄等、さらに人事案件について審議し、全議案とも可決・同意・答申した。主な質疑は下記のとおり。

■ 提案された主要議案とその内容等

区分	条例内容
条例関係	印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正
	重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正
	法定外公共物管理条例の制定
工事請負	工事請負契約(木山中校舎長寿命化)の締結
	工事請負契約(広安小トイレ改修)の締結
	工事請負契約(飯野小教室の増設)の締結
	工事請負契約(布田川断層帯谷川地区)の変更
	工事請負契約(寺迫地区避難広場)の変更
その他	債権(町営住宅家賃)の放棄について
	物品(消防団用積載車2台)の購入
	公有財産(産業団地整備事業用地)の取得
人事案件	農業委員会委員の任命同意について
	人権擁護委員の推薦につき意見を求めること

町長の専決 町営住宅に係る訴えの提起等報告8件

法定外公共物管理条例

解説 本条例では、里道や水路、道路法河川法等の公共物管理法の適用や準用を受けない公共物の管理に必要な事項を定めている。

平成12年の地方自治分権の推進を図るための関係法律改正により、国土交通省所管の里道・水路等の法定外公共物は、国から町へ譲与を受けた。

問 本条例の制定により、町政にどのような影響があるか伺う。

答 これまで法定外公共物の管理方法等が明確にされていないところを、

本条例で明確にすることになった。例えば、今後は字画上でいう無番地の里道や河川の第2号の適用を受けない河川、公共に供される水路(用水路)等が町の管理として明確になった。

債権(町営住宅家賃)の放棄

解説 町営住宅入居者が家賃(約182万円)を滞納し、平成26年1月に死亡した。相続人が相続を放棄し、時効の時期が経過している案件である。

問 町として相続放棄を把握した時期と保証人への交渉は。

入居者死亡の1か月後、裁判所から相続放棄の通知があった。保証人へは連絡したが、対応してもらえなかった。



寺迫地区避難広場位置

問 今後の飯野小学校児童数の増加見込みについて。

答 飯野小学校の児童数増加を見据えて、2教室の増設分1億1044万円の工事契約。

工事請負契約(飯野小教室棟増築)の締結

問 保証人に対し、どのような請求をしたのか。保証人に支払いの義務が生じていることを通知したが、支払い困難とのことであった。

答 保証人に支払いの義務が生じていることを通知したが、支払い困難とのことであった。

問 寺迫地区避難広場は、工期が令和4年11月から5年7月まで、請負金額3960万円、工事中であったが、①伐木、伐根処分75トン追加 ②残土運搬を大型車両から小型に変更したこと等で、2040万円経費が増加した。

問 増額2040万円の詳細、大型車両から小型へ変更の理由は。

答 現在の児童数が246名。通常学級が1年から4年まで2クラス、5・6年は1クラスで、今後全学年2クラスになる見込み。

問 工事請負契約(寺迫地区避難広場)の変更

解説 寺迫地区避難広場は、工期が令和4年11月から5年7月まで、請負金額3960万円、工事中であったが、①伐木、伐根処分75トン追加 ②残土運搬を大型車両から小型に変更したこと等で、2040万円経費が増加した。

問 途中の計画変更を地元には説明したのか。地元は承知していない。

答 眺望と竹の管理上、計画を変更したが、地元には説明していない。

常任委員会レポート

6月議会

総務

令和5年度一般会計補正予算可決

総務常任委員会では、全委員出席のもと当委員会に付託された6議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決した。

審査の主な内容として、学校給食センター調理業務等委託について、児童生徒数の増減を考慮したものか質疑があり、前回委託時に比べ児童生徒数300人程度の増加を見込んでおり、3600食を算定基礎としているとの説明を受けた。また、町営住宅指定管理業務委託に伴う、指定管理者の事務所について、町内への移転と緊急事態時の管理体制に関する要望があった。

次に、LPガス使用世帯数の把握方法、算定根拠などについて質疑があり、1か月分670円程度の9か月として、1世帯当たり約6000円を、LPガス協会から示された7190世帯分計上している。支給方法についてもLPガス協会に依頼し、LPガス使用世帯すべてに支援補助金を交付する予定との説明を受けた。

次に、飯野町民グラウンド整備関連分筆登記委託料の道路部分など分筆箇所について質疑があり、境界を確定する測量が必要であり、グラウンド外周の境界部分を分筆し、グラウンド南側及び岩戸川沿いの東側を道路部分として分筆するとの説明を受けた。

視察を行った飯野へ

福祉

町民憩の家のあり方に関する調査等のアンケート実施の検討

福祉常任委員会では、付託された3議案について、執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決した。

令和5年度益城町一般会計補正予算の中から、社会福祉施設費の委託料に関し、町民憩の家のあり方に関する基礎調査等策定業務におけるアンケート実施の際、無作為抽出も必要だが、周辺住民や利用者の声も聞くことが必要であるとの意見があり、実施する方向で検討するとの回答を受けた。

児童福祉費の負担金補助及び交付金に関し、現在の待機児童数について質疑があり、4月時点での待機児童数はゼロだが、保留児童が10名いるとの説明を受けた。

幼稚園設備購入費に関して、バスの安全装置について質疑があり、国のガイドラインに基づきリストアップされ

た製品からセンサー感知式等の製品を導入するとの説明を受けた。印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、印鑑登録原票そのものから男女別がなくなるかとの質疑があり、原票そのものから削除されるとの説明を受けた。

次に、視察した第三空港保育園については、園長より、園の概要について説明を受けた。特徴として、保育室の壁が無く開かれた空間で、目配り気配りが行き届くものとなってお

り、不適切な保育を見逃さないよう園児に配慮している。また、入所可能年齢は6か月からであるとの説明を受けた。

町民憩の家については、指定管理者から施設の現状及び維持管理について説明を受け、利用者は熊本地震、コロナの影響を受けて減少し、若干の回復は認められるが、地震前の利用者数の半数程度にとどまっており、従来の利用者数の回復は厳しい状況となっていることを確認した。



福祉常任委員会

後列(左から) 中川委員 坂田委員 甲斐委員 坂井委員
前列(左から) 吉村委員長 中村副委員長

6月議会

常任委員会レポート



総務常任委員会

後列(左から) 宮崎委員 下田委員 稲田委員 木村委員
前列(左から) 上村委員長 西山副委員長

小学校普通教室棟増築
工事箇所では、建設場
所や構造について説明
を受けた。谷川地区駐
車場南西側布田川断層

帯広場整備箇所では、
整備工事概要の説明を
受け、雨水排水の整備
状況を確認した。

益城町産業団地特別会計補正予算可決

建設経済

建設経済常任委員会
では付託された6議案
について、執行部から
詳細な説明を受け、慎
重審査の結果、いずれ
も原案のとおり可決し
た。

令和5年度一般会計
補正予算中、歳出の使
用料及び賃借料の仮設
店舗用地賃借料につい
ての質疑があった。木
山仮設店舗用地は5区
画中残り2区画となっ
ているが、来年には不
足する見込みとなっ
ており、町営市ノ後第二
団地の南側を追加用地
として予定している
との説明を受けた。

その他、設計業務委
託料、公有財産購入費
の道路用地購入費、補
償補充及び賠償金の立
木補償費について質疑
があった。

令和5年度益城町産
業団地特別会計補正予
算については、質疑は
なかった。

益城町法定外公共物
管理条例の制定につい
て質疑があり、譲与は
平成17年3月31日まで

に受けていると説明を
受けた。

また、債権の放棄に
ついて質疑があり、町
営住宅入居者死亡に伴
う滞納家賃が、相続放
棄と時効期間の経過に
よって、回収困難に
なったと説明があった。
今後、不納欠損となら
ないよう業務を行って
ほしいとの意見があっ
た。

公有財産の取得、工
事請負契約の変更、寺
迫地区避難広場の契約
金額の変更について質
疑があった。契約金額
の増額の要因となった

大型車から小型車への
変更について、近隣住
民への振動の影響を軽
減するためと説明があ
った。近隣住民から
の要望はなかったと説
明を受けた。

視察を行った寺迫地
区避難広場では、今後、
南側の避難通路と防災
井戸、防災倉庫等を設
置する計画があると説
明を受けた。次に、国
天然記念物布田川断層
帯谷川地区保存整備工
事の完了時期について
の質疑があり、令和5
年の12月頃の予定と説
明を受けた。



建設経済常任委員会

後列(左から) 荒牧委員 渡辺委員 榮委員 富田委員
前列(左から) 松本委員長 野田副委員長

議案への賛否討論、町長専決議案の報告

本議会最終日（6月20日）各常任委員長の報告の後、採決に入る前に2つの議案に対する賛否討論が行われた。討論の骨子は下記のとおり。

工事請負契約（寺迫地区避難広場）の変更

反対者 下田議員

現在工事中の現場を確認し、さらに地元住民からの話を聞いて、次の3点から反対する。

- ①計画の変更が地元区長も知らないところで行われた。
- ②進入路や住民への振動に配慮して小型車両に変更したとあるが、小型へ変更する理由はない。
- ③すでに木や残土もなく、追加経費の算定根拠がない。議会として認めるべきでない。

賛成者 木村議員

工事の変更は、当初の発注



工事中の寺迫地区避難広場

では土砂の運搬を大型車両としていたものを、現場への進入路に隣接する住民への振動等による負担軽減を図るため、小型車両に変更したもので妥当な判断である。また、避難地の景観と今後の管理面を考慮すると全体を伐採・伐根する工事の変更も妥当である。

反対者 宮崎議員

住民の生活を守る理由での小型車両への変更で、このため800万円が使われてもやむを得ないとのことですが、大型車両の騒音や振動で住民から苦情が出れば、小型車両で納得するが、今回はそれまでも至っていない。さらに計画変更が地元の方々から何ら説明されていないことから反対する。

賛成者 坂田議員

本工事の変更内容は、工事車両の通行により近隣住民へ振動等の負担軽減を図るために大型車両から小型へ変更するもので、さらに景観や管理面から竹等の伐採を行ったもので、適切な工事変更と考える。

債権（町営住宅家賃）の放棄について

反対者 野田議員

町営住宅に住まわれているほとんどの方がきちんと家賃を支払われている中で、家賃滞納分の支払い請求権を放棄することは、家賃滞納者を優遇する措置で、とても町民の賛同を得られない。特に債権放棄の過程で、町は保証人からの回収に最大限の努力をしていない。

このため、家賃滞納意識の低下、家賃滞納の助長を招く恐れがある。もし債権放棄を行うのであれば、町長・議員・執行部も責任を取るべきであり、本案に反対する。

賛成者 西山議員

本案は、平成26年1月に死去された町営住宅入居者の滞納家賃が、相続人の相続放棄と民法上の時効で回収が困難になったため、滞納家賃約182万円の債権放棄を行うもので、相続放棄手続きが取られ、時効期間も法的に満たしている。長期滞納は問題だが、債権放棄は適正であり賛成する。

町長からの専決処分 の報告と質疑

解説

「町営住宅に係る訴えの提起に関する報告」
○報告の要旨

「町営住宅の家賃を滞納（約275万円）、再三にわたる督促、催告にも応じなかつたため、明渡しを求めたもの」

問 どれくらいの家賃滞納か。督促した回数はいくつか。

答 13年3か月分。督促回数は把握していない。

問 この頃はまだ保証人は有効だったのではないかと、令和2年の民法改正までは有効であったか。

答 判決の結果、上訴するか。被告の実態調査はしたか。

問 被告は仕事に従事、給与の差押えは可能と判断しているか。

答 被告が生活保護を受けると、現在の家賃は徴収できるが、滞納分はそのまま残る。

問 被告が生活保護を受けると、現在の家賃は徴収できるが、滞納分はそのまま残る。

答 被告が生活保護を受けると、現在の家賃は徴収できるが、滞納分はそのまま残る。

問 被告が生活保護を受けると、現在の家賃は徴収できるが、滞納分はそのまま残る。

答 被告が生活保護を受けると、現在の家賃は徴収できるが、滞納分はそのまま残る。

《6月議会での主な議案への賛否の状況》

議案名	結果	坂井	木村	西山	上村	富田	下田	松本	吉村	甲斐	野田	宮崎	坂田	中村	稲田	渡辺	荒牧	榮	中川	
		金次郎	正史	洋一	幸輝	徳弘	利久雄	昭一	建文	康之	祐士	金次	みはる	健二	忠則	誠男	昭博	正敏	公則	
令和5年度益城町一般会計補正予算(第2号)	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
令和5年度益城町産業団地特別会計補正予算(第1号)	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
益城町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
益城町法定外公共物管理条例の制定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
債権の放棄について(町営住宅家賃)	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	—
物品の購入について(消防団用小型動力ポンプ)	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
工事請負契約の締結について(木山中学校教室棟改修)	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
工事請負契約の締結について(広安小学校トイレ改修)	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
工事請負契約の締結について(飯野小学校教室増設)	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
工事請負契約の変更について(布田川断層帯谷川地区4期工事)	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
工事請負契約の変更について(寺迫地区避難広場工事変更)	可	×	○	○	×	○	×	○	○	○	×	×	○	×	○	×	○	○	○	—
公有財産の取得について(益城町産業団地事業用地取得)	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
農業委員会委員の任命同意について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—

○：賛成 ×：反対 棄：棄権 欠：欠席 可：可決 否：否決 裁：議長裁決
 ※議長は賛否同数の場合を除き、通常の採決には加わりません。

■ 町長からの専決事項の報告

町営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分の報告について(3件)

令和4年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和4年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

令和4年度益城町下水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について

令和4年度益城町水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について

益城町土地開発公社の経営状況の報告について



吉村 建文議員

新庁舎での子ども議会の開催について

本年度の子ども議会は、夏休み後半の8月18日午後の開催を予定している

花火大会の実施と子ども議会の開催について

吉村 今年の花火大会はあるのか、また新装になった議会場で子ども議会は開催されるのか。

町長 花火大会の実施については、安全面の確保を重視しながら、各関係機関との協議を進めている。また、本年度の子ども議会は、夏休み後半の8月18日金曜日の午後の開催を予定している。

小・中学生の通学路に対する安全対策について

吉村 具体例として、広安西小に通うため利用している高速道路下のボックス（トンネル）について、町として早急にできる対策はないのか。

歩行者用の新たなボックス設置を念頭に協議を進めている

町長 カラー舗装やカラーコーン設置は、道路管理者である町が交通安全対策として実施している。「止まれ」の表示については、道路交通法に伴い警察が実施しているため、御船署に要望している。全体

的な交通解析を行い、総合的に判断する必要があるが、歩行者用の新たなボックス設置を念頭に、関係機関との協議を進めている。



通学路となっている高速道路下のボックス

デジタル推進委員の配置推進について

吉村 県内の自治体で、携帯電話会社を利用してスマホ教室を開いて効果をあげている自治体がある。本町でも活用できないか。

本年度もスマートフォンの講座の周知広報を行い開催していく

町長 携帯電話会社のご協力により、令和3年度からこれまでに無償で12回の講座を開催し、延べ154名の方々にご参加いただいている。今年度も開催の周知広報をしっかりと行い、スマートフォン利用での困りごとが解決できるような、携帯電話会社のご協力をいただきながら開催していく。

带状疱疹ワクチンの助成について

吉村 80歳までに約3人に1人が発症するといわれる带状疱疹ワクチンの助成に関する本町での取り組み状況について伺う。

町長 現段階では、町単独での助成事業の予定はないが、国や県、周辺自治体の動向等、情報収集に努め、引き続き検討していく。

スーパーマーケットの進出について

吉村 住民の皆さんから、本町にはスーパーマーケットが少なすぎるとの声を数多く聞く。町は認識しているか。

民間企業が進出しやすい環境を整えている

町長 これまでの各種アンケートや会議において、町民の方々から、スーパーマーケットを含む商業施設の不足を感じるという声が寄せられている。

企業誘致に対する優遇措置に関しては、スーパーマーケットを含む小売業なども対象としている。民間企業が進出しやすい環境を整えている点についても、積極的に情報提供を行うことで、町民の皆様にも「住みたいまち、住み続けたいまち」と感じてもらえるような町づくりを目指す。





坂井金次郎議員

自治会の役割をどう考え、区長の意見をどう生かしているのか

行政運営の円滑化に欠かせない団体であり、要望には丁寧に対応している

農家向けインボイス制度相談窓口を設けてはどうか

坂井 インボイス制度の町内農家への影響はどの程度か。制度や特例に関する相談窓口を設けてはどうか。

産業振興課及び税務課窓口で、できる限りの助言を行う

町長 J Aに出荷している農業従事者については、J Aがインボイスを発行するので、特に影響はない。J Aに出荷していない農業経営体数は、2020年の調査によれば法人10件、個人212人である。免税業者については、売上高減少につながることも考えられる。

相談窓口については、熊本東税務署が対応している。産業振興課及び税務課窓口には熊本東税務署作成の冊子を配備・周知するとともに、できる限りの助言を行う。なお、国税庁のホームページにも詳細な説明がある。



町内の農業の様子

地籍調査にあわせて未相続地解消の体制をつくるべきだ

坂井 地籍調査はどのような体制で行うのか。

広報ましき(2月号)掲載のように、特定の土地・建物に特化した財産制度の創設、共有制度の見直しが行われた。これは未相続地解消に資するものだが、一般人が法律を理解し相続を行うことは困難である。

土地取引の円滑化は町民の暮らしに大きな影響を及ぼし、公的関与を行うべきものと考えられる。地籍調査とあわせて、未相続地解消のために体制づく

りをすべきだ。

未相続地解消に、町は主体的に関与しない

町長 令和5年は地籍調査は2名(町職員+会計年度任用職員)×3班体制で行う。法律の見直しは、土地取引を円滑にするだけでなく、公共事業等に有効と認識するが、相続は当事者間で行うものであり、町が主体的に関与すべきではない。

死亡手続き等で来庁の際に、法務局のパンフレットによる相続手続きの必要性を十分に説明し、司法書士会相続センターの紹介も行っている。

自治会の役割をどう考え、区長の意見をどう生かしているのか

坂井 「自治会は、町政参加の第一歩であり重要である」と考えるが、町はどう考えるか。自治会振興策として何を行っているか。

区長の意見は、自治会の集約意見とみなされるもので、行政に生かすべきものと考えられる。町は、区長の意見をどのように生かしているか。

行政運営の円滑化に欠かせない団体である。行政区からの要望には、丁寧に対応している

町長 自治会は、まちづくり推進に重要であり、行政運営の円滑化に欠かせない団体である。また、行政運営への住民参画を推進する重要な団体だと認識している。

振興策としては、公民館、文化財、防犯灯等に補助を行っている。また、区長会が行う研修事業にも補助金を交付している。

行政区からの要望は、書面により担当課に提出いただいている。必要な時に要望を行っていただくことで、迅速でスムーズな対応となったと考える。町長自らすべての要望に目を通し、関係課長と共に対応方針を決めており、丁寧に対応している。





甲斐 康之議員

広崎地区から広安西小学校に通う通学路は高速下の狭いボックスがあり、安全性は保たれているか

危険性は認識している。さらなる見守りを実施し、新たな歩道専用ボックスも念頭に協議していく

広崎地区から広安西小学校に通う通学路は、安全性が保たれているか

甲斐 広崎地区からの通学路は、高速道の古閑北と町道府内古閑線の2か所のボックスを利用している。この両ボックスを通学路としている児童は何人か。

ボックス内は歩道が68センチ、車道が4メートル程と狭い。通学時間帯に児童が歩くそばを、車両が頻繁に通行している。この地区は大型宅地造成が行われており、住宅も建築されている。

今後、児童数、車両も増えてくる。歩道専用のボックスを造るなど安全に通学できるように整備をすべきである。

危険性は認識している、さらなる見守りを実施する

教育長 この両ボックスを通学路としている児童は426人である。通学時に保護者の方が交代で旗振り当番をしている。登下校時に車が通過すると道幅が狭く接触の危険性があることから対応の必要性を認識している。さらなる見守り活動を実施していく。



通学路となっている古閑北ボックス

甲斐 登下校の際の通学路の見守りを強化すること。さらに通学路ゾーンを速度30キロに規制するなど注意喚起の標識を増やす。新たな歩道専用ボックスの設置など、安心して通学できる施策を早急に実現するよう求める。

既存ボックスの拡幅や歩行者用ボックスの新設を念頭に対策を協議していく

町長 児童の通学路となっている両ボックスの対策の必要性は十分認識している。広崎地区は区画整理事業が進められている。人口増加とともに

交通量の増加が想定される。通学時間帯に車両の通行を規制することなどの対策は有効であると認識しているが、地域住民の理解と協力が必要である。さらに、既存ボックスの拡幅や歩行者用の新たなボックスの新設などについても、交通解析を行い、設置を念頭に関係機関との協議を進めている。

地方創生臨時交付金の重点交付金の活用は

甲斐 今年3月、政府は物価高騰対策予算を閣議決定した。物価高騰で負担が重い「低所得世帯支援」として、住民税非課税世帯に3万円を交付すること。「推奨事業メニュー」には、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して支援事業を行うとある。プロパンガス使用世帯への支援としての予算も追加されている。

今年度の重点交付金、「低所得世帯支援枠」及び「推奨事業メニュー」の事業交付限度額として、町にはそれぞれいくらか交付されたか。どのような事業を考えているか。

今議会です予算化されている、プロパンガス使用世帯への、

6千円の支援などは効果があると考える。

さらに消費購買力を下支えする施策として、全世帯に無料で「商品券」を配布してはどうか。予算を残さないように思い切った施策を実施するよう求める。

生活者・事業者を応援していきたい

町長 町への交付限度額は、「低所得世帯支援枠」として、概算で8199万円。「推奨事業メニュー」として、1億1325万円。昨年度予算を繰越した8805万円を加えると、2億130万円が財源として活用できるようになる。

施策として「高齢者タクシー券の上乗せ」「プロパンガス料金の負担軽減」「小中学校給食食材費一部補助」「妊娠、子育て、出産子育て応援」などを想定している。これらを全て実施しても、予算上余裕が出るので、引き続き、追加が必要な事業を進めていきたい。



木村 正史議員

国道443号は、早急に4車線化が必要と提案する

必要と考え、県に対し強く4車線化の要望を行っていく

益城町の振興対策はどうする

木村 今後の益城町の発展のためには、国道443号の4車線化が早急に必要と提案する。

今年、阿蘇くまもと空港の新ターミナルが完成した。東海大学臨空キャンパスも開設された。空港周辺の開発は今後進んでいく。新型コロナウイルス5月8日に、感染症法上の位置づけが2類から5類へ引き下げられた。これにより、今年のゴールデンウィークでは、多くの人が久しぶりの帰省や観光旅行にと動き始めた。



交通量が増加した国道443号(小池地区)

その他に、国道443号を早急に4車線化しなければならない理由として、TSMCの熊本への進出がある。先日、TSMC社長の発言がニュースで流れた。「第2工場の建設を現在の工場の近くで考えている」とのことであった。関連企業の誘致のためにも、流通・交通の利便性が必要となる。

以上のことから、今後国道443号の4車線化は、早急に必要である。町長の考えを伺う。

TSMC進出の波及効果
果を地域振興に生かす

町長 国道443号は、県道熊本高森線とともに、本町の主要幹線道路を形成する路線である。小池高山インターチェンジ周辺区域を都市計画マスタープランにおいて産業用候補地として位置づけている。

本町を取り巻く状況は急激に変化している。隣接する菊陽町へのTSMC進出は、周辺自治体にとってもチャンスであり、その波及効果による地域振興を生かす必要がある。そのためには、円滑な交通流動による人流・物流を活性化

させる道路インフラ整備が必要不可欠である。

今後、本町のにぎわいづくりをさらに加速させるとともに、TSMC進出の波及効果を地域振興に生かし、将来の特定流通路指定も念頭に県に対し強く要望を行っていく。

給食費を無償にできないか

木村 もし、益城町の予算に余裕があれば、町として独自の政策を行っていただきたい。例えば、給食費を無償にできないか。

また、益城町の農家からお米を買い取り、子どもの多い家庭に、お米の無償配布はできないか。町長の考えを伺う。



国の方針などを考察し、今後取り組む

町長 本町は、学校給食法に則った対応を行っており、児童生徒分の学校給食費は、年間約1億7千万円となる。現在の町の財政状況を鑑みたと、給食費無償もお米の無償配布も難しい。国の方針などを考察し、今後取り組みたい。

買い物できる場所を益城町に

木村 現在、益城町の都市計画において、買い物ができるものを建てることのできる場所は、どこにあるのか。なぜ建たないのか。現在計画中のものがあるか。

今後、検討していく

町長 本町の市街化区域は、商業施設が進出しづらい状況である。このため、都市機能誘導区域を県道熊本高森線沿線などに設定をした。

益城台地土地区画整理事業地内においても店舗建設可能な用途地域を設置している。現在のところ、町内に具体的な商業施設の進出は確認していない。



宮崎 金次議員

町債(約517億円)の返済計画と本町の将来への投資のための財源確保策について

中期財政見通しのおり計画的に返済、令和10年度までに約26億円の財源不足が発生するが基金で対処可能である

増加した町債(借金)返済と本町の将来に向けた投資をいかに調和させるか

令和4年度 益城町中期財政見通し

【歳入】 (単位: 百万円)

区分(ただし)	R5見込額	R6見込額	R7見込額	R8見込額	R10見込額
町税、地方交付税等	9,755	9,883	10,157	10,503	10,563
町債(臨財債除く)	3,884	3,122	1,082	463	400
国庫支出金等、その他	5,853	5,793	5,457	5,718	5,656
歳入合計 A	19,492	18,798	16,696	16,684	16,619

【歳出】

区分	R5見込額	R6見込額	R7見込額	R8見込額	R10見込額	
義務的経費	人件費	2,256	2,292	2,133	2,157	2,026
	扶助費	1,832	1,856	1,881	1,907	1,961
	公債費	2,235	2,505	3,081	4,473	4,660
	うち地震分	(1,043)	(1,320)	(1,661)	(2,132)	(2,286)
投資的経費	6,031	5,511	3,355	1,996	2,013	
その他の経費	7,081	6,944	6,957	6,534	6,442	
歳出合計 B	19,435	19,108	17,407	17,067	17,102	
未償還残高	51,313	52,129	50,330	46,520	38,385	
財源不足額(A-B) C	57	▲310	▲711	▲383	▲483	

宮崎 令和5年度の予算書によれば、本町の借金である町債は517億円に膨れ上がる。もちろん町債の増加は熊本地震からの復旧復興によるもので、返済の約70%は国の地方交付税等措置がなされるが、残りの約30%約155億円は町独自で返済しなければならぬ。

そこで令和10年度までの町債の返済計画について伺う。

町長 歳入は、町税、国からの地方交付税、国庫支出金及び町債等で、歳出では、復旧復興事業への投資的経費や町債返済の公債費を含めた義務的経費で、令和6年度から財源不足となるが基金で対処可能。

宮崎 令和7年度頃より町の財政は厳しくなる。毎年の公債費(借金返済)は約40億円以上

町債の返済は、左表のとおり、令和10年度までの財政不足には基金で対処

宮崎 町では執行部から提案された予算書を議会決定し、さらに当初予定していない状況等では補正予算として議会決定、業務を行っている。

しかし、補正予算以外で議会も承知していない予算の修正が、地方自治法第220条の2を根拠に「流用」として行われている。

令和3年度決算で、予算の流用は469件、金額にして2億275万円で、1千万円以上が17件、その中でも5千万円以上が2件あった。

そこで、流用にも上限額や新規事業・高額なものは議会へ通報する等の新たなルール

上になり、国の支援を受けても12億円は町で捻出しなければならぬ。そこで、将来への投資を可能にする財源確保策について伺う。

町長 財源確保策として行政改革や歳出削減、移住定住促進、企業誘致による税収増、ふるさと納税の充実により歳入増を図り、持続可能な財政運営となるよう財源確保に努める。

予算流用には一定のルールが必要ではないのか

宮崎 昨年発生した益城中学校運動場整備で、7月から実施した2回目の工事は、生徒の安全を優先すること、4千万円の工事を6月議会や町長の専決にはせず「流用」で行ったため、議会や住民は工事のことを全く知らなかった。このような新規事業や高額な事業は、町の行財政上からも議会が関与すべきと思うがいかがか。

町長 町としては、これまでも予算の流用を行う場合は、時間的制約を受ける場合や緊急を要する場合などで今後も節度を保ちながら適切な運用に努めていく。

が必要ではないか。

流用に制限や新たなルールの設定は考えていない

町長 執行科目には地方自治法上流用を制限する規定はないが、その必要性について、確認を行い、適切と判断した場合のみ認めている。また、流用の上限を設けてしまうと、熊本地震のような緊急な事態に対応できなくなり、特に迅速な対応が不可能となり規定は設けない。



榮 正敏議員

TSMCの地下水汲み上げと、有機物質含む工業廃水処理について県との協議の有無は

熊本地下水財団を通じて、地下水環境の調査研究や、水質保全など財団と連携し注視していく

企業進出による地下水・排水等の協議は

榮 TSMCの進出に対していろんな憶測が飛び交う中で、なかでも注目されているのが地下水問題である。この熊本市圏の地下水ダムは本町にとってライフラインの一部を共有している。

熊本市、合志市、大津、菊陽、益城の1日の水道水汲み上げ量は27万1千トン、この他に県内の工業用に汲み上げられている地下水は43万8千トン、合計70万9千トン以上の膨大な地下水が汲み上げられている。さらにTSMCが1日1万2千トン汲み上げると言う。我々のライフラインに影響はないのかという懸念もある。

県は竜門ダムからの農業用水の利用も考えて様々な角度から対応をしていくと言うが、他の市町村との協議の準備はあるのか。町長の見解を伺う。

また、TSMC関連企業の工業廃液の中には相当の化学物質や有機溶剤等が含まれていると思われるが、廃液処理に関する協定策はどうなっているのか。

近年、熊本市の周辺で地下水が侵されているという事態が発覚し、市も県も調査に乗り出した。熊本の排水処理に関する強固な県条例設置等に係る協定等はあるのか町長に伺う。

地下水環境と廃液処理は各市町村と協議していく

町長 本町を含む地下水の恩恵を受けている地域にとって地下水の存在は、暮らしの基盤として根付いている貴重な財産であり、ほかに代替えできるものではない。近隣市町村や、関係機関と連携を図り共有財産である地下水を量・質ともに守り、未来へと引き継ぐことが求められる。

11市町村と関連企業で設立した熊本地下水財団を介して、地下水環境の調査研究や水質保全、地下水滋養等、多方面の取組みを進めているところである。このような問題は一市町村で解決できるものではなく、財団と連携し今後の動向を注視していく。

また、工場排水・廃液に関しても、直接の放流先である熊本市、県、地下水財団等において連携して監視していく。

平田地区の町道整備は

榮 福田グラウンド入口から、平田上の公民館まで、片側歩道付きで町道の拡張工事を、何度も要望したが進捗がない。この先高齢化社会に突入していくと、体の不自由な方たちが増え、電動車いすの生活を余儀なくせざるを得ない。今の町道は車いすの直近をトラックが通過するたびに危険と隣り合わせの状況である。歩道付きの町道整備を願っている。町長の見解を伺う。

必要な対策と認識する

町長 高齢化対策の一つとして益城町地域公共交通計画を策定し公共交通の充実を図っているところである。また、町道の改良についても必要な対策の一つであると認識しており、通行車両の離合状況等を踏まえながら検討していく。

川内田地区の町道落石現場の早急な復旧を願う

榮 今年2月に2メートル近くの落石があったが、通行止めのみで状況が進まない。



通行の妨げとなっている落石（川内田地区）

住民は毎日峠越えの狭い迂回路を通っている。デイスーパーは車いすの患者さんに乗せているので非常に怖い、早く元の町道を通れるようにしてほしいと言われる。

住民は仮設の防護柵でもいから、とにかく通れるようにしてほしいと要望しているが、状況を伺う。

迅速な調査後、早期に着手

町長 現在の調査で多くの浮石や転石が確認されており非常に危険な状態である。必要な対策について、すでに関係機関と協議を進めている。地元の皆様が安心して通行できるように迅速に対応していく。

令和5年3月第1回定例議会の要約

令和5年第1回定例議会は、3月6日から14日まで開催され、令和4年度益城町一般・特別会計補正予算、令和5年度一般・特別会計予算、条例関係等を慎重に審議し、全議案とも可決した。3月8・9日に7名が一般質問を行った。

令和5年度一般会計予算は216億3170万9千円

■ 一般会計予算主要項目の前年度との比較 (千円)

区分	項目	5年度	4年度
歳入	町 税	3,671,712	3,511,980
	地方交付税	4,127,076	4,085,514
	国庫支出金	3,190,056	3,535,927
	県支出金	1,425,695	1,164,555
	寄 付 金	801,000	900,300
	繰 入 金	2,986,489	1,911,353
	町 債	3,656,300	4,347,500
	そ の 他	1,773,381	1,733,701
計		21,631,709	21,190,830

区分	項目	5年度	4年度
歳出	総 務 費	2,603,734	2,680,412
	民 生 費	5,676,928	5,355,812
	衛 生 費	1,370,199	1,318,081
	土 木 費	3,883,821	3,822,370
	教 育 費	1,596,943	1,478,337
	災害復旧費	2,067,712	2,908,066
	公 債 費	2,565,518	2,441,548
	そ の 他	1,866,854	1,186,204
計		21,631,709	21,190,830

解説 熊本地震から7年目となる令和5年度一般会計予算は、復旧復興事業の減少により歳入歳出合計216億3170万円となった。歳入では町税、地方交付税、国庫支出金、町債等で、歳出では民生費、土木費、公債費等で、計上された額は左表のとおりで、質疑応答は以下のとおりである。

5年度予算質疑応答

地籍調査補助金
問 歳入の県支出金に地籍調査補助金3400万円が計上されているが、どこからどのように進めるのか。
答 熊本地震による基準点や図根点、境界部位の

調査、立会い費用で、上陳、小谷の一部から開始予定。

危険家屋等除却事業補助金
問 危険家屋等除却事業補助金3000万円が計上されているが、昨年の実績と今年度の予定について伺う。
答 令和4年度は5件の申請で約1260万円を交付し、今年度は1件の交付上限が300万円であるため、10件分の除却を見込んで予算計上した。

減債基金の積み立て
問 総務管理費の中の減債基金積立金2億7185万9千円の目的と今後積み立てていくのか伺う。



答 復旧復興事業や生活再建に資する事業等で町の起債残高は500億円程度になっている。減債基金は、将来的な償還金に充てるために積み立てている。

議案の賛否討論

損害賠償の解説
 工事の認可を受けていない都市計画道路益城東西線区域内(宮園)で、令和3年4月14日に集合住宅建築許可申請が出されたが、近い将来、街路事業の事業認可を受ける予定であることから町はお願いペーすで取り下げを依頼した。令和3年9月24日に、町は申請した会社と損害賠償の覚書を書き、その後裁判所の調停を経て、損害賠償金約3176万円を支払うことになった。

賛成者 富田議員
 一般会計予算は、発展期に相応しく、後期高齢者医療特別会計予算は、国の制度に準じた予算である。

反対者 甲斐議員
 一般会計予算では、同和関連予算が計上されていること。後期高齢者医療特別会計予算では、高齢者に重い負担を押しつけるので、両議案に反対。

令和5年度一般会計予算・後期高齢者医療特別会計予算の討論

賛成者 木村議員
 町と反訴被告は令和3年9月24日付で集合住宅の建設を中止し、町は建築中止に伴う費用を負担する覚書を締結しており、さらに集合住宅建築後の補償費と比較すれば、今回の損害賠償額が少ない。

反対者 宮崎議員
 次の3点から反対する。
 ① 建築後の3分の2は国の支援を受け、町の持ち出しは3千万円で今回の損害賠償と同じ。
 ② お問い合わせから損害賠償の覚書までが不明。
 ③ 令和3年9月の損害賠償覚書の締結を、なぜ議会に報告しなかったのか。

3月定例議会 一般質問

町政を問う

3月8日・9日の2日間にわたり、7名の議員による一般質問が行われました。



6月定例議会からは新しい議場での開催となりました。一般質問の質問席にはモニターもあり、残り時間も把握しやすくなっています。

- ① 吉村議員
- ② 西山議員
- ③ 上村議員
- ④ 甲斐議員
- ⑤ 宮崎議員
- ⑥ 野田議員
- ⑦ 榮 議員

保育園でのおむつの処分について

令和5年度から使用済みおむつの処分を各保育所で行うように予定



吉村 建文議員

保育園でのおむつの処分について

吉村 厚生労働省でおむつの処分をめぐる方針を自治体に示したが、本町での取り組みはいかがか。

衛生面と保育士や保護者の負担軽減を考慮

町長 民間の認可保育所では、各保育所で園児の使用済み紙おむつを処理しているが、町立保育所ではしていなかった。

しかし、保育所での園児ごとの保管や持ち帰り時の衛生面、また、保育士や保護者の負担軽減などを考慮し、令和5年度から使用済みおむつの処分を各保育所で行う予定として検討を進めて

いる。

児童館の運営について

吉村 児童館の床暖房があるにもかかわらず、2年間も利用できていないことが判明した。

本来、住民ファーストの施設なのに、どうしてその機能が果たされなかったのか。

町長 床暖房が適切に使用されていなかったことにより、利用者の皆様にご迷惑をおかけしたことを大変申し訳なく思っている。

今後の床暖房の使用については、天候や気温などの状況により使用電力を抑制する場合でも、可能な限り児童館以外での調整が行えるよう工夫していく。

※その他の質問

○人口増による保育園の受け入れ体制について

○社会福祉協議会の事務所問題

○役場のDX（デジタルトランスフォーメーション）について

サンジ像を活用したわくわくするような取り組みを

にぎわいあるまちづくりにサンジ像の活用を検討する



西山 洋一 議員

益城ブランド復興プロジェクトは

西山 熊本地震からの復興を全国に発信し、本町の魅力を高め、交流人口の増加を目指す施策について伺う。

例えば、益城町に設置されたサンジ像を活用して、サンジのキッチンカーが麦わらの一味の像(県下で10か所)の場所に出没するというような、遊び心を持ったワクワクするような取り組みはできないか伺う。

ライセンスに留意したうえで活用を検討する

町長 サンジ像を活用したイベント等は行っており、今後もワンピース像の設置目的である、「熊本地震から



麦わらの一味コックのサンジ像

の復興の原動力」をにぎわいのあるまちづくりにつなげられるよう、県や関係自治体、関係機関とも連携してサンジ像の活用を検討していく。

木山仮設団地の跡地利用は

西山 本年3月末をもって仮設住宅としての供与が終了するが、今後の土地利用の検討が進められているのか伺う。

町長 木山仮設団地跡地及びその周辺エリアは宅地分譲地や公園、生活利便施設の主に3つを組み合わせた一体的な開発を第一候補として検討していきたいと考えている。

しかし、現状では開発に関して様々な土地利用制限があるため、開発に係る手法の検討と併せて、全庁を挙げて取り組む。

※その他の質問
○益城町地域公共交通計画について
○マイナンバーカードの普及について

村上選手と福田町民グラウンドの由縁看板設置を

協議を重ね看板設置については村上選手のご意向を伺う



上村 幸輝 議員

地域の町有施設にも案内看板の設置を

上村 地域避難公園、校区町民グラウンド、公民館分館等の場所に迷われる方が多いと伺った。実際、周辺には案内看板の類もない。

各施設は非常時の避難場所も兼ねており、利用者がわかるように案内看板を設置すべきである。

町長 現地には設置しているが、道路案内標識は未設置である。施設は災害時等非常時に使用するため、幅広く周知する必要がある。道路案内標識の設置が交通に与える影響や、近隣の意見を聞き検討を行う。

福田町民グラウンドに村上選手との由縁の看板設置を

上村 福田町民グラウンドは、ヤクルトの村上選手が中学時代に練習にいそしんだゆかりの地である。

地元の方々からも要望があったと思うが、由来の看板を設置するなど、観光分野においてもアピールすべきと思うかがか。

町長 職員で構成するワーキンググループで協議を重ね、看板の設置については、村上選手のご意向を伺うとともに、周辺の皆様や関係団体などと意見交換を行うなど検討を進める。



村上選手ゆかりの福田町民グラウンド

益城クリーンセンターの今後について

上村 益城クリーンセンターも老朽化が進み役目を終える時期も近づいてきたものと思われる。

役目を終えた場合、きちんと解体し更地へとなるのか。最終的活用として公園化してはどうか。

町長 時期が来れば滞りなく解体できるよう、また跡地の公園化も含め、組合や構成自治体と連携し、今後の対応策の検討など行っていく。

災害公営住宅の家賃増額及び退去義務の見直しが必要では

国の公営住宅法に基づく運用を行っており見直しは難しい



甲斐 康之議員

災害公営住宅の家賃増額、退去義務の見直しを求める

甲斐 災害公営住宅は、収入超過者とみなされる世帯収入二区分5以上は、入居から4年目になると、家賃増額と退去義務が生じる。家賃の目安は収入等で定められ、市町村が決定するとなっている。現在、収入超過世帯の家賃上限は月10万1千円となっているが、近傍住宅家賃を算定することでさらに増額される。

アンケート調査では、家賃に満足との回答は6割であるが、家賃の増額と退去義務については8割が反対と回答している。

東日本では、家賃の増額は5年間据置している。災害公営住宅は、自力再建が困難な世帯が入居している町は、被災者支援の観点からも国の制度に準ずるのではなく、見直しに取り組みべきではないか。

国の制度に基づき運用

町長 災害公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で提供するのが目的。収入超過世帯は、国の公営住宅法に基づき整備管理を行っている。ただし、入居者が60歳以上

のみ、18歳以下、障がい者の方がおられる世帯は裁量階層に該当するので、政令月収21万4千円以下の時は、割増賃料及び退去義務はない。

東日本の据え置きなどの取り組みについては承知しているが、国の制度に基づいて運用をしている。

巡回バスの運行開始を求める

甲斐 高齢者が運転する交通事故が多発していることから、運転免許を返上する高齢者が増加している。住宅地内をこまめに巡回するバスの運行で、病院や買い物などの手助けとなる安価で便利な交通手段の実現を求める。

地域交通ネットワークの構築や充実を努める

町長 高齢者の方々が安心して暮らせるよう公共交通の充実を図るため、「地域公共交通計画」を策定している。木山や広安地区では市街地循環バスの充実や市街地コミュニティ交通の導入などを実施している。



益城台地西地区区画整理と道路整備の方向性は

関係機関との調整が済み次第、対策工事に着手する予定



宮崎 金次議員

本地域からの各県道への接続状況と広西小児童の通学路安全策はどうか

宮崎 益城台地西土地区画整理事業(広崎)が進捗し、現在急ピッチで住宅の建設が進められている。

しかし、本地域内の道路状況は、昔とあまり変わっていない。本地域から北側県道第2空港線や西側県道小池竜田線、さらに東・南側への道路整備の現況について伺う。

本地域内の道路及び地域外への接続について整備を検討中である

町長 益城台地西地区の約400区画の住宅地に、現在、約1000戸の住宅が建設中である。

北側の第2空港線との交差点は複数の道路が交錯するため、アクセス性の向上は難しく、西側の県道小池竜田線へのアクセスは道路管理者の熊本市との協議が必要。東側へは、西・中・東地区の全体的な交通解析を行い、関係機関と協議を進

めている。南側の県道熊本高森線へは町道西原線の整備を検討している。

宮崎 答弁を聞く限り、歴代町長の頃からほとんど前進しておらず、広崎の方々が心配するのが当然に思える。そこで広安西小学校の子どもたちの通学路(高速道路下)の安全化対策について伺う。

町長 今後、本地域の交通解析を実施し、対策等を検討、道路管理者と協議を行い、最適の対策を選定する。また、高速道路下の子どもたちの安全策については、熊本県や熊本県警と協議を行い、協議が整い次第、対策のための工事を行う予定である。



危険な広安西小児童の通学路

なぜに町負担か。民間集合住宅建築費用3176万円分

将来的な街路事業計画を考慮し、補償・損害賠償金支払いを決定



野田 祐士 議員

益城東西線（事業認可外）に建築許可申請書提出で損害賠償金か

野田 都市計画道路益城東西線（木山〜辻団地区間）の計画がある。現在、事業は無認可の状態であり完成予定年度は未定だ。

この区間で民間集合住宅の計画がなされ、町に建築に関する許可申請書が提出された。それに対し、町は計画中止を依頼し、さらに町長は業者と覚書（町から損害賠償金の支払い）を締結している。

まだ事業認可されていない都市計画道路区間において、民間集合住宅の計画書が提出された段階で、なぜ町が3176万円もの損害賠償金を支払うことになったのか。

結果として建築許可申請書さえ提出すれば、誰でも金3000万円以上を得られることになる。また、責任の所在についての質問で、「責任は誰にもない」と回答しているが、町のこの姿勢には不安を感じた。

今回の件は、町民の税金の用途を完全に間違えたもので、行政機関は理路整然とした運営を行うことで初めて町民からの信用信頼を



建築許可申請地

得られるものである。そこで町長の見解を伺う。

町長 民間集合住宅計画での都市計画法第53条第1項の申請地は、今後、街路事業の事業認可を受け、事業着手予定であることから、町としては任意の取り下げをお願いし、覚書を締結して解決を図ったもので、問題があったとは認識していない。

申請地は街路事業の予定地に係ることから、将来的な財政負担の軽減を図るなど総合的に検討し補償金を支払うこととした。

町が負担する3176万円3123円の経緯は、覚書に基づき業者から提示があった金額である。

今後は都市計画道路の事業認可を急いで取得するように努めていく。

子どもたちの声を聴け

「地域の縁側」構想に基づき、ともに支え合う社会づくりの中、子どもたちと共にコミュニティを形成する



榮 正敏 議員

取り残された中山間地の被災道路（狭隘）整備は

榮 袴野・福原線の狭隘道路の整備、また、農道、林道の整備はどうなっているか。

川内田福原間は、何か所も離合できない場所がある。町道パトロール等で分かっているはずである。県工事で落石防止ネット工事を施工中だが、まだまだ他にも落石箇所はたくさんある。

また、川内田の対岸の町道であるが、非常に危険な状況である。この道路は緊急避難路でもある。この上部は数10年前に地滑りを起こした場所でもあり、大規模滑動防止事業の範囲に入れていたが、だいたいとお願いしたが通らなかった。

このように中山間地の被災道路や狭隘道路はまだまだ取り残されている。早急な対策をお願いする。町長の考えを伺う。

地元の意向などを踏まえ適時対応していく

町長 農道、林道については、ほぼ完了している。地元からの狭隘道路を含めた道路改良などの要望については、地元の意向などを踏まえ、適宜検討していく。

子どもたちの声を聴け

榮 低学年不登校「重大事態」小学校2年が最多、低年齢化顕著と文部科学省が言っているが、11年度は中学1年の認知件数が最多だったがピークが低い年齢に移っている。

低学年のいじめは見えにくく、見た目の可愛さもあり大人は見逃しやすい。いじめと判断するのは本人被害を軽視せずSOSを受け止めて欲しいと呼び掛けられているが、本町における実態はどうか伺う。

早期発見が最も大事だ

教育長 本町においては現在のところ、不登校の低年齢化が顕著であるという状況は確認されていない。また、学校生活によるいじめでの不登校ではなく、家庭の事情によるものと報告を受けている。

※その他の質問

- 平田地区の町道整備は
- 地域の縁側の活動状況は
- こども食堂つながる場所
- 過疎地における観光資源「マラニック」について

ごあいさつ



議長 中川 公則

この度、益城町議会におきまして、議長に就任させていただきました。要職を担うにあたり、誠に身に余る光栄に存じますとともに、責任の重さをひしひしと感じております。

益城町では、現在も、熊本地震に伴う復興事業が着々と進められているところでありますが、町民の皆様様の安心で豊かな生活を取り戻すため、一刻も早く創造的復興を成し遂げなければなりません。

また、社会情勢の目まぐるしい変化とともに多様化する住民ニーズに応えるためにも、執行機関と議会が一体となり、ともにその役割をしっかりと果たしていくことが必要です。

町議会といたしまして、公平公正を旨に、活発で円滑な議会運営を目指すとともに、本町の更なる発展と住民福祉向上のため、今後も、皆様のご期待に応えていけるよう誠心誠意、最善の努力を尽くして参りたいと存じますので、引き続き、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます、就任のご挨拶とさせていただきます。



副議長 榮 正敏

副議長に就任させていただくこととなり、たいへん光栄に存じますとともに、その責任の重大さに身が引き締まる思いでございます。

これからは、副議長として議長を支えながら、公平公正のもと円滑かつ活発な議会運営に努め、議会の改革と活性化を図ってまいります。

益城町のさらなる発展のため、全力を尽くして参る所存でございますので、町民の皆様のご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



監査委員 上村幸輝 議員

議会運営委員会



後列左から 吉村委員、上村委員 富田委員、野田委員
甲斐委員、松本委員
前列左から 榮委員長、渡辺副委員長

議会広報編集特別委員会



後列左から 下田委員、甲斐委員、木村委員、坂井委員
前列左から 宮崎委員長、西山副委員長

新庁舎3階
益城町議会
フロア紹介



1 議長席から見た議場 2 展望ロビー 3 展望ロビーからの眺望

テラスからは町内が一望でき、
気持ちのよい時間が過ごせます。
ぜひお立ち寄りください。



後編
編集

七月三日の大雨により、田原での県道高森線崩落を始め、崖崩れ、地滑り、水田

冠水と土砂堆積等々、様々な被害が発生しました。被災された方々のご心配やご不安は、察するに余りあるものです。心よりのお見舞いを申し上げます。

▼この清水が届くのは8月、盛夏です。「緑樹陰濃夏日長」これは漢詩の一句ですが、今の季節にピッタリではないでしょうか。ご近所の子どもたちは、虫採り、水遊びなどに走り回っており、年寄った身には、羨ましい限りです。このような風景が、これからも続くことを願わずには居られません。

▼倭健命は故郷を思い「倭は国のまほろば」と歌っています。益城町が「まほろば」であると感じてもらえるよう、議会・役場の方々と共に尽力して参ります。

担当 坂井金次郎

議会広報編集特別委員会

- 委員長 宮崎 金次
- 副委員長 西山 洋一
- 委員 坂井金次郎
- 委員 木村 正史
- 委員 下田利久雄
- 委員 甲斐 康之

令和5年6月 益城町議会だより 清水

発行/益城町議会(議長 中川公則) 編集/議会広報編集特別委員会
〒861-2295 熊本県上益城郡益城町宮園702 TEL096-286-3351(直通) FAX096-286-4523
印刷/ホープ印刷(株)